

労働関係情報 CU掲示板 2024年 3月22日

お知らせや団体、組織内での転送、回覧、クリックを、よろしくお願いします

● ● 市民連合あだち、西新井で街頭宣伝

「あら、すごい！ 野党がそろっているわね」

共産 13 区予定候補, 立民 29 区予定候補, 社民荒川支部長 参加

東京革新懇 mailfax ニュース 1483号 3月19日 添付ファイル ご参照

● 「19日行動」100回目 総がかりなど/取り戻そう 憲法生かす政治 裏金・大軍
拡・会見・自民党OUT！ 田村委員長あいさつ しんぶん赤旗 3月20日 ● 安倍

派幹部ら6氏喚問を/共産・立民・維新・国民 国対委員長要求 同上 3月20日

● 政倫審 説明責任果たさず91%/内閣支持率最低更新 「共同」世論調査 3月9・10日実施

● 【 立ち読み知識 ③⑧ 】 ● 労組が、賃上げと一時金の要求を出して、ストを構えると言ってるけれど、手続きはどうなの？ (回答) まず、労組は、話し合っ、要求を出して交渉をすることが始まり。ただし、日本の法律(労働関係調整法第9条)では、労使間(労働関係の当事者と言う)に、争議行為が発生する場合には、直ちに労働委員会又は知事への届け出が決められ、都下ならば、口頭又は電話その他で、都の労働相談情報センター経由が可能(同法施行令第2条)。特に、同法8条による「公益事業」(運輸、郵便、電気通信、水道、電気又はガスの供給、そして医療又は公衆衛生関係)に指定された場合は、内閣総理大臣によって公表され、争議行為実施の10日前までに労働委員会又は知事宛に通知が必要(違反の罰金は10万円・同法39条)。さらに、公益性への被害影響が大とされて、緊急調整決定と公表がされた場合は、50日間は争議行為が出来ず、違反すると罰金が20万円(同法40条)に。船員法適用の場合も規定あり。ストの権利と効果の判断と共に、仲間を増やし勉強しましょう。

CU(コミュニティユニオン)東京 (東京地評) 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10

東京労働会館 1階 TEL 03-3946-9277 FAX 03-5395-3242

組合費 月 2000円、内1000円は 労働共済費。協力組合員は 1000円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、首都で個人加盟3千名目標に拡大中。中小企業家との共同・連携、市民と野党の共闘も追及。近況確認と 保存資料閲覧は CU東京 HPへ。情報、連携先紹介は 発信元 m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp 前澤檀まで。